

緊急事態宣言の期間中における 健診(検診)等の休止のお知らせ

三重県が緊急事態宣言対象地域とされたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、鈴鹿市内医療機関における健診(検診)等を下記のとおり休止いたします。

休止する期間

令和3年8月27日(金)から緊急事態宣言の解除の日まで

休止する健診(検診)等

- ・鈴鹿市がん検診
- ・鈴鹿市健康増進法健康診査
- ・鈴鹿市国民健康保険特定健康診査及び特定保健指導の面接
- ・鈴鹿市国民健康保険 30 歳代健康診査
- ・後期高齢者健康診査(鈴鹿市住民分)



問い合わせ先

「がん検診, 健康増進法健康診査」

鈴鹿市健康づくり課 成人保健G TEL:327-5030

「国民健康保険特定健康診査, 特定保健指導,

国民健康保険 30 歳代健康診査」

鈴鹿市保険年金課 管理G TEL:382-9401

「後期高齢者健康診査」

鈴鹿市福祉医療課 後期高齢者医療G TEL:382-7627